

改正

令和4年8月16日告示第102号

令和5年2月10日告示第27号

中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水田、畑作、野菜、果樹、花き等の産地が創意工夫をし、地域の強みを活かして起こすイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組及び食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)の規定に基づく事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則(平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、国要綱に基づく産地パワーアップ計画に定めた成果目標の達成とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、対象者、対象経費及び補助率は国要綱別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条の申請書は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請に係る確認書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 リース方式による農業機械等の導入（以下「リース事業」という。）をしようとする申請者は、第1項に規定する申請書をリース事業者とともに提出するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、第1項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りでない。

（事業の変更等）

第5条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更
- (3) 補助金の対象経費の30%以内の増減又は補助金の30%以内の減

（申請の取下げ）

第6条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から15日以内に行うものとする。

（状況報告）

第7条 規則第9条の状況報告は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業遂行状況報告書（様式第3号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第10条の実績報告書は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書

(2) 収支決算（見込）書

(3) 財産管理台帳の写し。ただし、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具の場合に限る。

(4) 経費の支払を証する書類

(5) 事業の実施状況が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第4項ただし書により交付申請をした補助金の交付の決定を受けた者（この条において「補助事業者」という。）は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第4項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金の消費税仕入控除税額報告書（様式第5号。次項において「消費税報告書」という。）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

5 第4条第4項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあつては、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月30日までに消費税報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の請求）

第9条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付（概算払）請求書（様式第6号）により行うものとする。

2 リース事業については、概算払を請求することはできない。

（財産処分）

第10条 規則第17条第1項の承認を受けようとする場合は、中野市産地生産基盤パワーアップ事業財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具の場合に限る。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(中野市産地パワーアップ事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 中野市産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成31年中野市告示第100号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱による廃止前の中野市産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

(失効)

- 4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年8月16日告示第102号）

この要綱は、令和4年8月16日から施行し、令和4年6月13日から適用する。

附 則（令和5年2月10日告示第27号）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年2月10日から施行し、令和4年12月12日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正による改正前の中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された報告書は、この要綱による改正後の中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱の規定により提出された報告書とみなす。

様式第1号 (第4条関係)

中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 (取組主体)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

(リース事業者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

下記のとおり事業を実施したいので、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の成果を示す目標数値	
事業に要する経費	
事業完了の予定期日	
補助金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請に係る確認書
- 4 その他市長が必要と認める書類

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

名称及び代表者氏名

(備考) リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。

様式第2号（第5条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業を
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認してください。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

3 その他

（備考） リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。

様式第3号（第7条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所在地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業について、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（備考） リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。

様式第4号（第8条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業実績報告書

年 月 日

中野市長

あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事

業が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
事業の成果	
事業の目標数値に対する達成状況	
事業に要した経費	
事業完了日	
補助金交付決定額	

添付書類

- 1 事業実績調書
- 2 収支決算（見込）書
- 3 財産管理台帳の写し
- 4 経費の支払を証する書類
- 5 事業の実施状況が確認できる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

（備考） リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。

様式第5号（第8条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市達 第 号で補助金の額の確定のあった事業について、中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
（消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、その確定
申告予定時期も記載してください。）
[]
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
（備考） リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。

様式第6号（第9条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市（指令）達 第 号で（交付決定）補助金額の確定のありました中野市産地生産基盤パワーアップ事業補助金を下記のとおり（概算払）請求します。

記

1 （概算払）請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリカ ^ナ		
口座名義			

リース事業 の場合の同 意欄	リース事業に係る請求額を、リース事業者が指定する上記の口座に振り込むことについて同意します。
	(取組主体) 氏名又は名称.....
	代表者氏名.....

(注) 概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付してください。

(備考) リース事業の場合は、リース事業者欄及びリース事業の場合の同意欄も記入してください。

様式第7号（第10条関係）

中野市産地生産基盤パワーアップ事業財産処分承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者（取組主体）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

（リース事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 ()

年度の中野市産地生産基盤パワーアップ事業により取得した（効用の増
加した）財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

1 処分する理由

2 処分に係る財産の概要

(1) 財産の所在地

(2) 事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）

(3) 事業費等

ア 事業費 円

イ 補助金額 円

ウ その他 円

(4) 取得年月日 年 月 日

3 処分の概要

(1) 処分する予定時期

(2) 処分の方法

(3) 処分後の措置

（備考） リース事業の場合は、リース事業者欄も記入してください。